

インフルエンザ予防を 支援します

健康保険組合ではインフルエンザ予防接種を受けた方に補助金を支給します。インフルエンザの流行前にワクチン接種することで、発症や重症化の予防が期待できます。この機会にぜひ、予防接種することをお奨めいたします。

対象者 被保険者・被扶養者

支給要件 10月1日から翌年1月末日までに、実施した予防接種

健保への申請が必要ない
便利な東振協契約医療機関での接種をお勧めします!

東振協実施形態は以下の3種類です

1 院内接種

- 東振協の契約医療機関で実施します
- 被保険者・被扶養者が予約します

2 集合接種

- 都内及び近郊に予防接種会場(ホテルなどの公的施設)を設置して実施します
- 被保険者・被扶養者が予約します

3 出張接種

- 事業所へ医療スタッフを派遣して予防接種を実施します
- 事業所の担当者が予約します

上記の方法で接種すると接種代から**2,000円**を差し引かれた金額を医療機関の窓口でお支払いいただき、健保へ補助金申請の必要がなくなります。

但し、事前予約・利用券(当組合HPからダウンロードできます)の交付が必要となりますのでご注意ください。

※医療機関、集合接種会場は東振協ホームページでご確認ください。

※利用者は上のいずれか1種類について年度内に1回の補助利用が可能です。

※重複しての申込・請求はできません。

※2回接種の方はご利用できません→健保へ請求してください。

※予防接種当日は利用券、保険証の提示をしてください。

健康保険組合に請求する場合

申請方法

- 申請書の受診者名簿は必ず記載し、領収明細書(接種者名・インフルエンザと明記されたもの、ない場合は支給対象外となります)のコピーを添付のうえ、事業所単位(振込先は事業所口座に限る)で取りまとめ提出してください。任意継続被保険者の方は個人での申請となります。
- ※申請書はダウンロードできます、なお郵送をご希望の方は当組合までご連絡ください。

支給金額と 支払日

- 2,000円(年1回、2回接種は2回を1回とします)
- ※2,000円に満たない場合は実費分となります。
- ※申請書の記入順に領収明細書も順番にし、提出してください。
- 毎月月末を締めとし翌月末支払となります。

10/31締め→11/29支払 11/29締め→12/27支払 12/27締め→1/31支払 1/31締め→2/28支払 2/28締め→3/31支払

TEL03-3359-8162 健康管理課

最終締切りは2月28日必着分までとなります。

Q&A

Q 子供は予防接種を2回受けると思いますが、2回目も健保補助を請求できますか?

A 2,000円未満であれば2回分の合算で請求できます。ただし、東振協の利用券は使用できません、2回接種の方は従来通り領収書を添付し健保へ請求してください。

Q 領収書でなくレシートでも請求できますか?

A レシートの発行しかできない医療機関の場合は接種者名、インフルエンザ接種代と明記、医療事務担当者印等があれば請求できます。